

仕様書

この仕様書は、愛媛県立新居浜商業高等学校第1教棟トイレ修繕業務について規定する。

1 業務名

愛媛県立新居浜商業高等学校第1教棟トイレ修繕業務

2 業務内容

愛媛県立新居浜商業高等学校（以下、「学校」という。）第1教棟のトイレを修繕する。※詳細は標準業務内訳書のとおり

【改修箇所】

場所	男子トイレ	女子トイレ	多目的トイレ
1 F	○	○	—
2 F	*	*	—
3 F	—	—	—

*排水管更新のみ

【主な改修内容】

- ・大便器（ブース含む）更新※全自動
- ・小便器更新※全自動
- ・手洗い流し更新
- ・掃除流し更新
- ・排水管更新
- ・床（乾式）、壁、天井改修
- ・建具更新
- ・照明更新（LED：人感センサー）
- ・完成図面作成

3 業務期間

契約の日から令和7年12月26日まで

※経費の見積りは、標準業務内訳書に基づいて算出すること。

4 実施要領

- (1) 受託者は、契約後、標準業務内訳書を参考に業務計画（修繕内容、方法、設置機器、スケジュール等）を作成し、内容に問題がないことを学校へ確認すること。
- (2) 受託者は、更新する機器の調達や人員の確保等を適切に行い、本業務の執行にあたっては、学校と連絡を取り合い、教育活動への影響が最小限となるように細心の注意を払うこと。
- (3) 業務の施工に当たっては、関係法令を遵守するとともに、各種申請等の諸手続きが必要な場合は、関係機関の指導に従い、受託者の負担で遅滞なく行うこと。

5 支給品

なし

なお、消耗品、雑材料、工具、その他業務に必要な器材、物品等は受託者で調達すること。

6 一般事項

- (1) 業務は、必要に応じ学校の立会を受けて実施すること。
- (2) 業務の実施については、学校の業務に支障のないよう事前に学校と協議するものとする。
- (3) 業務が計画期間内に完了しないときは、学校の承諾を得て期間を延長するものとする。
- (4) 修繕の状況について、工程ごとに写真を撮影し、工程名、撮影箇所等を記入し、表紙に業務名、履行期間を記入し完了報告書と共に提出すること。
- (5) 本仕様書の内容に疑義が生じたときは、学校と協議のうえ実施する。

7 保証

業務完了後、この業務に起因する不具合が生じた場合は、受託者は速やかに無償修復を行うこと。

8 特記事項

この仕様書に記載されていない事項であっても、軽易な作業で施設の管理保全及び事故防止上、学校が必要と認めた作業は、契約金の範囲内においてこれを実施するものとする。